

試験問題（解答時間40分）（100点）

I. 巡回監査 I

問1

次の文章はTKC全国会のこれまでの法制度改正への提言活動について述べたものからの抜粋です。正しいものには○を、誤っているものには×を選択しなさい。（計5点）

- (1) 中小企業の会計慣行をルール化したものとして、記帳の重要性を定め、時価主義を基礎とし、税法との親和性を尊重した「中小企業の会計に関する基本要領」が公表されました。（平成24年）
- (2) 会社法創設による改正においては、企業経営の健全性・透明性確保という観点から、「会計監査役制度」が創設され、会計に関する専門的識見を有する者として公認会計士と共に税理士が登用されました。（平成17年）
- (3) 書面添付に係る意見聴取の拡充、税理士法人制度の創設、そして出廷陳述権を認めるとの内容が盛り込まれました。出廷陳述権は、税理士が裁判所の許可を得ることなしに、弁護士である訴訟代理人とともに出廷し、陳述することができる権利です。（平成13年5月）
- (4) コンピュータ会計法（電子帳簿保存法）の制定の際には、「データ媒体への帳簿保存の容認に関する要望を前面に打ち出し、その制定に当たっては『痕跡を残さない遡及的な修正・削除処理の禁止』等厳格な諸条件を盛り込むことを必須の条件とする」という運動方針を採用しました。（平成10年3月）
- (5) 税理士法第1条を使命条項とし、税理士の立場を「中正な」から、「独立不偏」あるいは「独立した誠実な立場」へと改正することを提言しました。そして最終的に、その提言の趣旨にほぼ近い「中立の誠実な立場」の文言が税理士法改正法案に採用され、今日の税理士法第1条が誕生しました。（昭和55年）

問2

次の文章は「税理士の4大業務」について述べたものの一部です。□A□から□E□に当てはまるものを解答欄の選択肢の中から選びなさい。(計10点)

□A□は、年々多様化・高度化し、迅速性を要求され、これらに応えられるサービスを提供する力を持たないと、たとえTKC会計人であっても、存続・発展の可能性を持ってないということになります。そして会計人の本質的な原点は、経営者の親身の□B□たることです。「親身」とは、肉親であるかのように真心を込めて心づかいをすることであり、時には両親が我が子を叱るように、褒めたり・叱ったりすることも必要です。また、関与先が、広く市況を知り、技術と経営革新の最先端情報をつかみ、激甚な競争に生き残れるよう、精密な情報をTKC会計人は提供してゆく必要があります。

飯塚毅TKC全国会初代会長は、その発生史上の原点に立ち返り、我々職業会計人を経営者の「親身な□B□」と表現され、この目的を達成する手段として、最新のTKCシステムによる□C□への支援と、月次巡回監査や書面添付による決算申告データの適法性の証明、さらに管理会計や財務診断に基づく□D□等を実践することで関与先の経営支援をする□E□になっていくのではないのでしょうか。

- | | | |
|---------------|------------|-----------------|
| 1. 経営助言 | 2. 伴走者 | 3. 経営管理業務のデジタル化 |
| 4. 相談相手 | 5. 関与先のニーズ | 6. 指導者 |
| 7. 記帳業務の完全自動化 | | 8. 税務調査 |

問3

次の文章は「職業会計人としての気骨と決意を持つ」の一節です。□A□から□E□に当てはまるものを解答欄の選択肢の中から選びなさい。(計5点)

日本では税理士試験とか公認会計士試験に合格すると、とたんに一人前の職業会計人になったと錯覚してしまう風潮があるが、国際的にみると、こういう錯覚は通用しないのだから注意してほしい。税理士法第41条には受件簿の記載義務が法定されているが、記載事項の一部省略とか虚偽記載の部分があったときは法第63条によって罰金刑が課されることになっている。言い換えれば前科一犯となってしまうのだ。ところが、日本の多数の税理士は税理士法そのものも、ろくに読んでいないので、受件簿の完全記載をやってはいない。

□A□を綿密に実現してゆく為には、税務署ベッタリでは勿論なく、納税者ベッタリでもいけない、□B□姿勢を堅持していかねばならぬ。この道は大変な道なのだ。例えば君に、関与先が少なく、この関与先に離れられたら、俺は餓死する他はないという時、その関与先から内密に脱税処理の依頼を受けたとする。君は敢然として相手を説得し、応じないときには□C□をもっているか。自分や妻子の餓死の危険をかけて、君は自分の□D□が持てるか。持てそうもないなら、開業など考えるな。税理士というのは、本来、国家の財政需要を正しく充足しつつ、□E□という、実に崇高な職業なのだ。

- | | |
|---------------------|----------------------|
| 1. 職業専門家としての権威を守る決意 | 2. 中立・厳正・独立の |
| 3. 事務所の名誉を守る断固たる決意 | 4. 正当な納税者の権利も断固守ってゆく |
| 5. 法令に基づく租税正義 | 6. 関与先の社長を論破する気骨 |
| 7. 公平・中立・簡素の | 8. 断固解約するだけの気骨 |

問4

次の文章は、TKC理念の「会計事務所の職員錬成のために」について述べたものです。□A□から□E□に当てはまるものを解答欄の選択肢の中から選びなさい。(計10点)

- ・君は自信が欲しいか。然らば絶対に確実だと誰が見ても信じられる仕事を、地味に反復してごらん。自信はそこから自然に湧いてくるものだよ。
- ・かつて、1円の償却超過の否認処分を受けたことがある。1円でも更正処分は更正処分である。君がもし、公正不偏の態度と、□A□と、秘密を守る意思力のうちいずれかを欠いていることに気がついたときは、急いで転職せよ。君は経理マンに向かないのだ。
- ・心は形がなく、しかも十方に貫通するものである。□B□は瞬時にして萬慮を運ぶ働きがある。お互いにここのところを味わってみよう。
- ・□B□は、それを得ようとして長い間準備し、苦心したもののみ与えられる。ヘーゲルは、純粹洞察は学の最たるものだったと云ったが、それはこの□B□が、学識に支えられている場合の心の機能力のことをいう。
- ・知的武装とは、□C□だ。
- ・ルールを厳守している者には、その職業生活に本当の自信が湧いてくる。君には湧いてきたか？
- ・会計事務所の職員が書いたものよりも、関与先の方が書いたものの方が、□D□。故に君は常に網羅性と真実性と正確さの吟味とに、君の能力と時間を割り当てよ。ただ書いてあればよいと思うのは、素人の態度であって、専門家の態度ではない。君は専門家なのだ。
- ・仕事に没頭し、かつ瞬時にして自分の全てから離れる自己訓練を反復せよ。汝の□E□の方法論的秘訣ここにあり。

(飯塚毅会計事務所の監査用紙の裏面から転載)

- | | | |
|-----------------|----------------|----------|
| 1. 法廷上の信憑性が強い | 2. 職業法規を熟知すること | 3. 論理的思考 |
| 4. 誤りが発生する確率が高い | 5. 租税法を学ぶこと | 6. 直観 |
| 7. 専門家らしい注意力 | 8. 主体性確立 | |

問5

次の文章は「商業帳簿の本質的な機能」について述べたものの一部です。□A□から□E□に当てはまるものを解答欄の選択肢の中から選びなさい。(計10点)

商業帳簿の□A□機能

多くの会計学の文献には「会計は、□B□の利害関係者に経営状況あるいは経営成績を伝えるもの」との見解が示されています。しかし、この解説は多くの株主など利害関係者が存在する上場大企業を前提としたもので、個人事業主を含む中小企業には必ずしも当てはまりません。

ドイツを代表する経営経済(会計)学者であるU・レフソンは、1987年に発刊された著書のなかで「ドイツ商法では、外部に報告する義務のない個人商人に対して、なぜ、年度決算書の作成を義務づけているのか」と問題提起し、それは「□C□が□A□するためだ」と明確に回答を示しています。同じドイツの租税法の権威であるクルーゼも「□D□」と述べ、商業帳簿に□A□機能の役割があることを強調しています。

商業帳簿の本質的な提出先は□C□自身です。それによって経営者は健全な経営遂行が可能となり、結果として破産防止に役立ちます。これを商業帳簿の□A□機能といい、「□E□」という考え方になるのです。

- | | | |
|---------|-----------------------|----------|
| 1. 企業内部 | 2. だらしのない記帳は破産者の特徴である | 3. 会計事務所 |
| 4. 経営者 | 5. 会計で会社を強くする | 6. 外部報告 |
| 7. 自己報告 | 8. 企業外部 | |

問6

次の文章はTKC全国会元会長の松沢智氏の「税理士の職務と責任」(前編)の一節です。□A□から□E□に当てはまるものを解答欄の選択肢の中から選びなさい。(計10点)

税法の第1次的解釈権は、□A□です。納税者が分からないときに税理士が援助する。課税庁は税金を多く取るための法解釈をすることが少なくありません。課税上の弊害がないからと言います。しかし、それは納税者には関係のないことです。当然、国税当局と解釈がぶつかります。そのときに敢然と□B□職業が税理士なのです。

こうした業務を行う税理士には、次のような責任が生じてきます。

1. 関与先に対する民事責任

関与先企業に対する民事責任とは、債権債務としての契約責任です。債務不履行として□C□のであります。この責任に対する義務は、善管注意義務や誠実・忠実義務です。

2. 行政庁の□D□責任

行政上の責任とは、義務違反として□D□ことです。義務違反とは、税理士法第45条第1項による故意による書類の作成、脱税相談の禁止に違反した場合、第45条第2項による過失によって不真正な書類を作るというような場合、その他、第46条の規定に違反した場合などがあります。

3. 刑事責任

刑事責任とは、税理士法第36条の□E□場合、3年以下の懲役又は百万円(※現在は二百万円)以下の罰金に処せられます。また、税理士が主体的に脱税行為を行う場合、共同正犯として依頼者と同じ刑事責任を負わされます。

主体的な行動の基準は、たとえば、普通考えられないような莫大な顧問料をもらう、逃れた税金の半分をもらうといったような外形的な事実があったかどうかでも分かります。

- | | | |
|--------------------|-------------|-------------------|
| 1. 納税者を擁護する | 2. 納税者 | 3. 脱税相談禁止の規定に違反した |
| 4. 法律を正しく実践する | 5. 懲戒処分を受ける | 6. 国税当局 |
| 7. 秘密を守る義務の規定に違反した | | 8. 損害賠償の責任を負う |

問7

次の文章は、「税理士法第45条からの要請に基づき実施する巡回監査」について述べたものです。□Aから□Eに当てはまるものを解答欄の選択肢の中から選びなさい。(同じ語句を2回以上使用することも可) (計10点)

税理士法第45条 (脱税相談等をした場合の懲戒)

財務大臣は、税理士が、故意に、真正の事実と反して税務代理若しくは税務書類の作成をしたとき、又は第36条の規定に違反する行為をしたときは、2年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止の処分をすることができる。

2 財務大臣は、税理士が、相当の注意を怠り、前項に規定する行為をしたときは、戒告又は2年以内の税理士業務の停止の処分をすることができる。

飯塚毅初代会長は、次のように述べています。

「税理士はどのようにして、自己の法的責任である「□A」に準拠する業務ができるでしょうか。

第1は、企業経営者の心に常に□Bを引っ掛けて、彼らを不正経理に走らせない工夫をこらすこと。

第2は、関与先企業の現場に出かけて行って、会計処理の□Cを確認してくること、以上です。

そのためには、少なくとも月の内に1回以上は、関与先を訪問して、経営者の心に果たして正しく□Bが掛かっているかどうか、会計処理に□Cがあるかどうかを確認し、ときには厳然として警告を発すること、が絶対の条件となります。これが□Dです。

つまり「□D」とは、職業会計人本人又はその従業員が、毎月1回以上にわたって、関与先を訪問して、その会計処理を実施している現場で、会計に関する真実性を確認し、過ちがあればこれを訂正させてくることを意味しています。この「□D」によって、税理士業務を行う職業会計人は、□Eを果たし、「□A」を確保することができることとなるわけです。巡回監査の不実施は、イコール、会計資料の不備不正を承知の上で、税理士業を営むことを意味し、明らかに専門家としての義務(税理士法第45条第2項)に抵触して違法だということです。

換言すれば、税理士法第45条は、税理士に「□A」に基づく業務処理を求めており、その手段として「巡回監査」を要請しているといえるでしょう。」

- | | | |
|------------|-----------------|------------|
| 1. 事実の証明 | 2. 真正の事実 | 3. 相当の注意義務 |
| 4. 脱税 | 5. 網羅性、真実性、実在性、 | 6. ベルト |
| 7. 情報の非対称性 | 8. 巡回監査 | |

問8

次の文章は、会社法・商法における会計帳簿の記帳要件について述べたものです。正しいものには○を、誤っているものには×を選択しなさい。(計10点)

株式会社の計算に関する総則規定として、会計帳簿への記帳要件が、「適時に」「正確な」と定められました。

- (1) 適時に記帳がなされると、会計帳簿からの脱漏、あるいは人為的改ざんによる不正の起こる可能性が高まるため、これを排除する必要がある。
- (2) ドイツでは、租税判例や行政規則によって「記帳の適時性」の内容が明確化されている。
- (3) 適時・正確に作成された帳簿に基づいて作成される計算書類等は信頼性が高く、結果としてその企業の信頼性を高める効果が期待できる。
- (4) 適時・正確に作成された会計帳簿を基礎として計算書類等を作成しますが、ここでは、「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」に従って、適切に会計処理を行います。
- (5) 記帳代行により会計事務所に頼ることは、帳簿の証拠力を弱め、記帳の信頼性が保持できない。

問9

次の文章は、巡回監査について「税理士の使命として」述べたものです。□Aから□Jに当てはまるものを解答欄の選択肢の中から選びなさい。(計10点)

税理士制度は、税務に関する専門家としての能力、識見を有する者即ち税理士が納税義務者を援助することを通じて、納税義務者が自己の負う納税義務を□Aし、これによって、□Bの円滑、適正な運営に資することを期待して設けられたものであり、この点において、税理士制度と□Bとは形影相ともなう一体のものとしてとらえる必要がある。法第1条における「□Bの理念にそって」との表現はこの趣旨をさしたものである。

税理士はこのような公共的使命を担うものであり、委嘱者たる納税義務者の援助に当たっては、納税義務者あるいは税務当局のいずれにも偏しない□Cで、□Dとしての良識に基づき行動しなければならない。税理士がこのような立場で、租税に関する法令に規定された納税義務の□Eを図るといふ使命を果たしていくことは、納税者との間に健全かつ強固な信頼関係を育成することになり、また、税理士に対する□Fをより高いものとする。

なお、「□G」とは、税法に定めるとおり“□H”との趣旨であり、これにより、納税義務者の租税債務の履行は何らの□Iを被らないことになる。(中略)

□Bの下では、納税義務者は積極的に自己の納税義務の範囲を明らかにする必要があり、納税義務者にとって、信頼できる専門家の援助の必要性はますます強まっている。

税理士としても、かかる要請に十分こたえることにより、□Bの発展に寄与することになり、その結果、税理士に対する社会一般の信頼と評価を高め、□Jさせることになる。

- | | | |
|-------------------|---------------|------------------|
| 1. 過大でも過少でもなく納税する | 2. 申告納税制度 | 3. 確定決算主義 |
| 4. 適正に実現 | 5. 会計に関する専門家 | 6. 納税義務の適正な実現を図る |
| 7. 税務に関する専門家 | 8. 適当に実現 | 9. 善管注意義務 |
| 10. 社会的地位を向上 | 11. 独立した公正な立場 | 12. 社会的評価 |
| 13. 適正な実現 | 14. 不利益 | 15. データ改ざんの防止 |

問10

次の文章は、税務申告書に添付された「監査証明書」の一節です。□A□から□E□に当てはまるものを解答欄の選択肢の中から選びなさい。(計10点)

租税法学者である松沢智TKC全国会第2代会長も、「税理士が職業会計人であることに異論はない。そこに税理士法第1条の租税法に関する法律家の地位が加わると、新しく□A□としての性格が明確となってこよう。

(中略) □B□に基づいて適法に処理され、かつ、それらは、いずれも真実であることが証明されなければならない。これを第三者の立場から、適法性・準拠性・真実性が証明されてこそ、税務監査の目的が達成されるのである。

この業務が□A□の役割なのである。□A□である以上は、申告が適法性・真実性に合致していることを報告しなければならない。これが□C□の書面添付であり、これは、まさに□D□なのである」とされています。令和6年4月1日提出分からの、税理士法第33条の2第1項に規定される書面である「申告書の作成に関する計算事項等記載書面」について、国税庁が公表した「申告書の作成に関する計算事項等記載書面の記載要領」では、「6 その他」の記載内容について次のように示されています。

7「6 その他」欄には、「1 提示を受けた帳簿書類に関する事項」欄から「5 総合所見」欄までの各欄に記載した事項以外の事項で、記載すべき事項(例えば、申告書の作成に関し、計算し、整理した事項以外の事項で個別的・特徴的である事項や、税理士が行う納税者の□E□、納税者の税に関する知識、申告書作成に当たって留意した事項など)があれば記載して下さい。

- | | | |
|---------------|-----------|---------------------|
| 1. 税務監査 | 2. 会計監査人 | 3. 税務申告書に添付された監査証明書 |
| 4. 帳簿書類の監査の頻度 | 5. 会計監査 | 6. 税務監査人 |
| 7. 税理士法第33条の2 | 8. 租税法の規定 | |

問 1 1

次の文章は、「決算書の信頼性は、外部から識別可能である」の一節です。□A□から□J□に当てはまるものを解答欄の選択肢の中から選びなさい。(計10点)

「決算書の信頼性は識別可能である」ことを社会に知らせることが必要

近時、地域金融機関と税理士との連携を求められているにもかかわらず、□A□が両業界の連携を困難にさせています。ここで重要なことは、多くの金融機関は、未だに□B□という厳粛な事実を知らないということです。金融機関は、企業から入手した決算書や法人税申告書をチェックすることによって、当該企業の「□C□」を確認することができるのです。「□C□」に関する識別可能性は、中小企業から金融機関に対する□D□の位置づけにあります。

このような理解が金融機関全般に行き渡るようになれば、金融機関の一部に存在する「□E□」に対する「不信感」は雲散霧消し、金融業界と税理士業界の相互の連携が進展するでしょう。

TKC会計人は、「税理士として我々が関与する企業の決算書は月次の□F□を経て□G□に準拠して作成されており、また、税務申告書の作成は□H□を含め資格をかけて行っており、□I□と税務申告書の両方を、□J□を通じて提供している」ということを社会的に認識してもらわなければなりません。そして「金融機関には信頼性の高い決算書をより積極的に活用してほしい」という点を強調し、TKC会計人の信用力を社会的に高める運動を行っていく必要があるといえましょう。

- | | | |
|--------------|---------------------|------------|
| 1. 決算書の信頼性 | 2. TKCモニタリング情報サービス | |
| 3. 信頼性が高い決算書 | 4. 中小企業の決算書 | 5. 中小会計要領 |
| 6. 統合報告書 | 7. 監査証明書 | 8. 書面添付 |
| 9. シグナリング | 10. ベンチャーニグング | 11. ハンドリング |
| 12. 情報の非対称性 | 13. 決算書の信頼性は識別可能である | |
| 14. 相互の不信感 | 15. 巡回監査 | |

【令和6年度巡回監査士試験】巡回監査 I

問題番号	解答欄	模範解答
第1問	(1)	×
第1問	(2)	×
第1問	(3)	○
第1問	(4)	○
第1問	(5)	×
第2問	A	5. 関与先のニーズ
第2問	B	4. 相談相手
第2問	C	3. 経営管理業務のデジタル化
第2問	D	1. 経営助言
第2問	E	2. 伴走者
第3問	A	5. 法令に基づく租税正義
第3問	B	2. 中立・厳正・独立の
第3問	C	8. 断固解約するだけの気骨
第3問	D	1. 職業専門家としての権威を守る決意
第3問	E	4. 正当な納税者の権利も断固守ってゆく
第4問	A	7. 専門家らしい注意力
第4問	B	6. 直観
第4問	C	2. 職業法規を熟知すること
第4問	D	1. 法廷上の信憑性が強い
第4問	E	8. 主体性確立
第5問	A	7. 自己報告
第5問	B	8. 企業外部
第5問	C	4. 経営者
第5問	D	2. だらしない記帳は破産者の特徴である
第5問	E	5. 会計で会社を強くする
第6問	A	2. 納税者
第6問	B	4. 法律を正しく実践する
第6問	C	8. 損害賠償の責任を負う
第6問	D	5. 懲戒処分を受ける
第6問	E	3. 脱税相談禁止の規定に違反した
第7問	A	2. 真正の事実
第7問	B	6. ベルト
第7問	C	5. 網羅性、真実性、実在性
第7問	D	8. 巡回監査
第7問	E	3. 相当の注意義務
第8問	(1)	×
第8問	(2)	○
第8問	(3)	○
第8問	(4)	○
第8問	(5)	○
第9問	A	4. 適正に実現
第9問	B	2. 申告納税制度
第9問	C	11. 独立した公正な立場
第9問	D	7. 税務に関する専門家
第9問	E	13. 適正な実現
第9問	F	12. 社会的評価
第9問	G	6. 納税義務の適正な実現を図る
第9問	H	1. 過大でも過少でもなく納税する
第9問	I	14. 不利益
第9問	J	10. 社会的地位を向上
第10問	A	6. 税務監査人
第10問	B	8. 租税法の規定
第10問	C	7. 税理士法第33条の2
第10問	D	3. 税務申告書に添付された監査証明書
第10問	E	4. 帳簿書類の監査の頻度

問題番号	解答欄	模範解答
第11問	A	14. 相互の不信感
第11問	B	13. 決算書の信頼性は識別可能である
第11問	C	1. 決算書の信頼性
第11問	D	9. シグナリング
第11問	E	4. 中小企業の決算書
第11問	F	15. 巡回監査
第11問	G	5. 中小会計要領
第11問	H	8. 書面添付
第11問	I	3. 信頼性が高い決算書
第11問	J	2. TKCモニタリング情報サービス